

## 【参考：Q & A】

### 【県民の方、医療機関共通】

Q みなし陽性※の適用はどのような方が対象となるのでしょうか。

A 診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状態になり、医師が検査を実施しなくても新型コロナウイルス感染症であると疑うに足りる正当な理由があると認めることが前提となります。

同居等（飲食、就寝等を共にする家族や同居者等）の陽性者の濃厚接触者で有症状の方のうち、医師が検査を行わず症状により診断した方を対象とします。なお、原則として、他の都道府県へ帰って療養を行う者は、みなし陽性は適用できません。

※「みなし陽性」とは、新型コロナウイルス感染症の感染者と同居等の濃厚接触者が有症状となった場合に、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状で診断するもので、「疑似症患者」として扱われます。

Q 濃厚接触者自身の希望でみなし陽性となるのですか。

A みなし陽性となるかどうかは医師の判断ですので、濃厚接触者自身の希望によるものではありません。また、医療機関への受診が必要です。

Q みなし陽性とされた場合、どこで療養することになるのでしょうか。

A 入院が不要の場合は、原則自宅で療養していただくこととなります。ただし、入院が必要な場合は改めて検査していただく必要があります。

Q 対症療法薬の処方などの診療に係る費用はどうなりますか。

A 陽性者と同様に、新型コロナウイルス感染症と診断された後の医療費については基本的に公費負担となります。

### 【県民の方向け】

Q 療養証明書は発行されますか。

A 医師による発生届が管轄の保健所に提出されている場合に限り療養証明書の発行が可能となりますが、詳しくは管轄の保健所へお尋ねください。なお、発行に当たって、お時間をいただくことがあります。

**【医療機関向け】**

Q 新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬は投与できますか。

A 検査を実施して診断が確定した場合に投与できます。

Q 保健所への発生届の提出は必要でしょうか。

A 感染症法第12条第1項に基づく医師の届出にあたっては、「疑似症患者」として届け出をお願いします。本来、疑似症患者の場合は、入院を必要と認められる場合に限り当該届出を行うこととされていますが、「みなし陽性」の場合は入院以外の場合であっても届出が必要です。